

【追加】令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について (第5報～第6報)

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 田中 晃、以下「WOWOW」）は、令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法が適用された地域のご加入者、代理店に対して、被災に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、お客さまの便宜を図ることを決定いたしました。専用フリーダイヤルの番号は以下の通りです。

被災を原因とする視聴不能など、WOWOWのお客さまからのご質問に対応いたします。

0120-814-619（受付時間：9:00-20:00／無休）

内閣府が7月15日に追加で発表した、災害救助法の適用地域は以下の通りです。

【青森県】

西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）

【秋田県】

秋田市（あきたし）、能代市（のしろし）、男鹿市（おがし）、
潟上市（かたがみし）、大仙市（だいせんし）、北秋田市（きたあきたし）、
仙北市（せんぼくし）、北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら）、
山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち）、山本郡三種町（やまもとぐんみたねちょう）、
山本郡八峰町（やまもとぐんはっぽうちょう）、南秋田郡五城目町（みなみあきたぐんごじょうめまち）、
南秋田郡八郎潟町（みなみあきたぐんはちろうがたまち）、
南秋田郡井川町（みなみあきたぐんいかわまち）、南秋田郡大潟村（みなみあきたぐんおおがたむら）

※これまでに災害救助法の適用が発表された地域は下記の通りです。

【富山県】

富山市（とやまし）、高岡市（たかおかし）、小矢部市（おやべし）、南砺市（なんとし）

【福岡県】

久留米市（くるめし）、八女市（やめし）、筑後市（ちくごし）、うきは市（うきはし）、

朝倉市（あさくらし）、那珂川市（なかがわし）、朝倉郡筑前町（あさくらぐんちくぜんまち）、朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら）、八女郡広川町（やめぐんひろかわまち）、田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）

【佐賀県】

佐賀市（さがし）、唐津市（からつし）、伊万里市（いまりし）

【大分県】

中津市（なかつし）、日田市（ひたし）

【島根県】

出雲市（いずもし）

被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、被災された地域の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

以上

報道関連・IR関連のお問い合わせ

経営管理局 広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp